



参議院議員

石井みどりNEWS



歯科医師国保の恒久的な激変緩和措置につき質問！

5月14日、参議院厚生労働委員会にて、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案」の質問に立ちました。



【質疑概要】

〈問1〉 国保組合には「連帯と相扶共済の精神に基づいた運営」の長い自助努力の歴史があるが、今回の国庫補助の見直しは、国保組合の存続を前提に考えているのか。

(塩崎大臣・唐澤保険局長) 自主的な運営に基づく保険者機能を発揮しぜひ存続していただきたい。

〈問2〉 歯科医師国保組合は、国保組合平均から見ても低所得のカテゴリーであるが、どのような認識か。

(唐澤保険局長) 図の作り方が良くなかった。歯科医師国保組合の中にも違いがあるため、それぞれの所得水準に応じてきめ細かく補助率を決定したい。

〈問3〉 定率補助を廃止することで、逆に政府の財政負担が増えることへの認識は。

(唐澤保険局長) 国保組合の所得水準を適切に把握し、激変緩和措置も講じたい。

〈問4〉 恒久的な激変緩和措置は。

(唐澤保険局長) まずは来年度から5年間の経過措置を行い、その後も対策を検討する。特別調整補助金を活用したい。所得調査の方法についても改善する。

〈問5〉納付金の算定式の是正や、高齢者医療制度の負担構造の改革など、各保険者の負担が過大とならないような負担軽減措置を改めて検討することが必要と考えるが、今後の取組みは。

(唐澤保険局長) 拠出金額が保険者の財政状況に大きな影響を与えているのは事実。

高齢者医療拠出金につき全面報酬割に変えるだけでなく、負担軽減対策を合計約700億の追加財源で対策を講じている。特別調整補助金でも対策をしたい。

法案成立後の重要課題である、いわゆる「激変緩和措置」につき、①特別調整補助金を活用し、来年度から5年間の経過措置を行い、その後も対策を検討する、②所得調査の方法について改善する、との答弁を引き出しました！歯科界の職域代表としての使命は、現場の歯科医師の先生方の診療環境を改善し、国民に資する、この国を良くしていきたいとの思いでこれまで活動してまいりました。たとえ何が起きようとも、現場の先生方のため、全力で「現場原点主義」で働いてまいります。

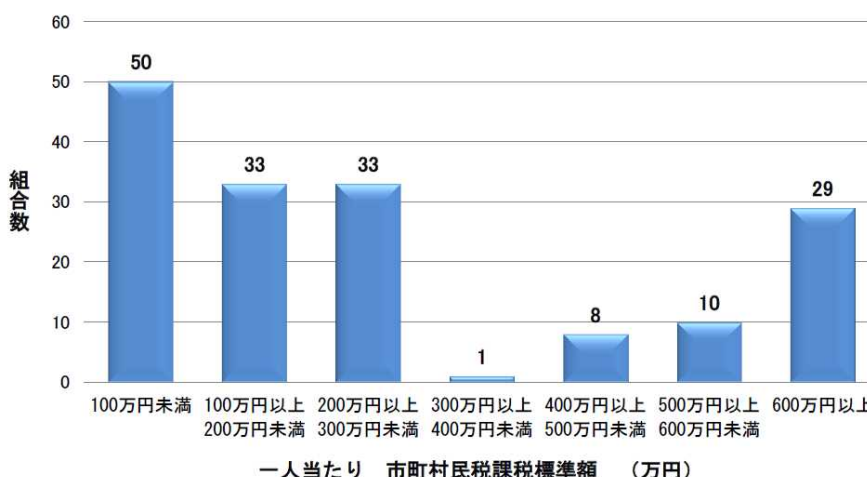
(参考)平成26年度 国民健康保険組合の所得調査結果(速報値)

	平成26年度1人当たり 市町村民税課税標準額 (今回調査)	平成21年度1人当たり 市町村民税課税標準額 (前回調査)	(参考)上限額勘案後	
			平成26年度1人当たり 市町村民税課税標準額 (今回調査)	平成21年度1人当たり 市町村民税課税標準額 (前回調査)
医師国保組合	716万円	644万円	356万円	338万円
歯科医師国保組合	225万円	225万円	194万円	189万円
薬剤師国保組合	244万円	221万円	214万円	195万円
一般業種国保組合	125万円	125万円	115万円	114万円
建設関係国保組合	79万円	71万円	78万円	69万円
国保組合平均	241万円	217万円	163万円	151万円

※平成26年度1人当たり市町村民税課税標準額は、平成26年度所得調査の結果(速報値)に基づくものであり、今後、変動がありうる。
 ※補助率決定などの補助金算定に当たっては、他制度との均衡を考慮し、各被保険者の課税標準額に上限額(1200万円)を設定して算出した1人当たり課税標準額を国保組合の所得水準として使用する。(上記右表)

国民健康保険組合の所得水準について

- 国保組合の所得水準については、
 - ・ 50組合(全体の30%)が一人当たり市町村民税課税標準額が100万円未満、33組合(20%)が一人当たり市町村民税課税標準額が100万円以上200万円未満
 - ・ 29組合(全体の18%)が一人当たり市町村民税課税標準額が600万円以上



参議院議員 石井みどり事務所

〒100-8962 東京都千代田区永田町2-1-1 参議院議員会館403号室
 電話番号：03-6550-0403 FAX：03-5512-2206
 e-mail：midori_ishii@sangiin.go.jp HP：http://www.ishii-midori.jp/

自由民主党東京都参議院比例区第二十九支部 発行